

案内板の設置場所貸付に係る仕様書

1 貸付場所及び貸付面積

【施設名】 島根県運転免許センター

【所在地】 松江市打出町250番地1

グループ	物件番号	貸付場所の位置	貸付面積	貸付場所の寸法等		備考	位置図No.
				幅	奥行		
1	1	1階免許更新窓口柱	0.30m ²	1.00m	0.30m	壁掛式	①
	2	2階合格発表コーナー	1.04m ²	1.30m	0.80m	自立式	②

2 貸付期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（更新はしない。）

3 設置する案内板の規格及び条件並びに案内板を設置する事業者（以下、「設置事業者」という。）の遵守事項

(1) 大きさ及び仕様

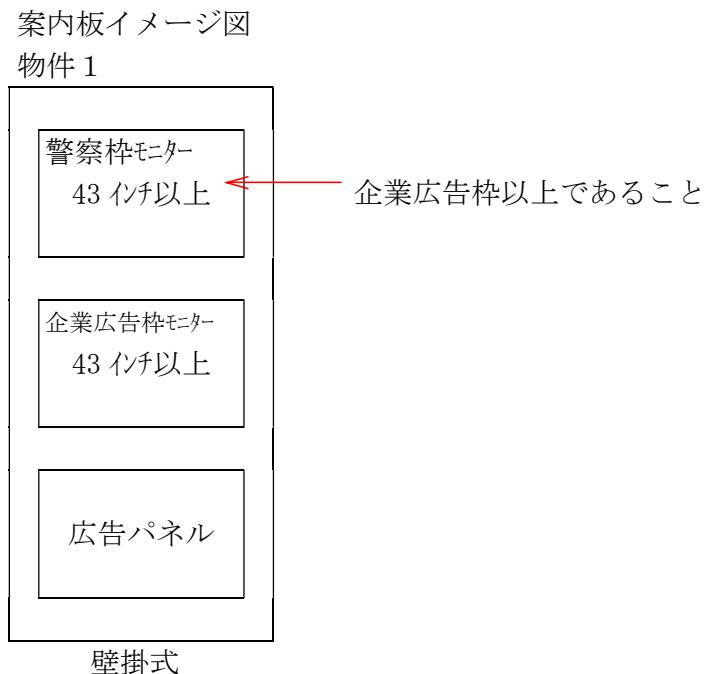
ア 大きさ

(7) 物件番号1

幅1.0m×奥行0.3m×高さ3.0mに収まる大きさ

43インチ以上モニター2機、広告パネル付、壁掛式とすること

下記イメージ図のとおり

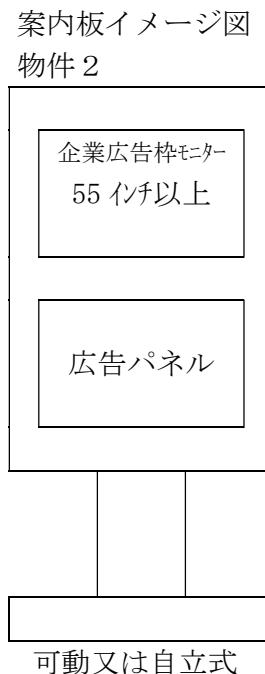


(イ) 物件番号2

幅1.3m×奥行0.8m×高さ3.0mに収まる大きさ

55インチ以上モニター1機、広告パネル付、可動又は自立式とすること

下記イメージ図のとおり



イ 仕様

(ア) 形態は、鋭利な角や縁、突起物等がなく、バリアフリーに配慮した形状とし、配線等についても庁舎の景観及び安全を損なわない方法とすること。

(イ) 案内板の設置に当たっては安全対策としてJIS規格及び業界自主基準に準拠した落下防止措置を講じ、来庁者等に危険を生じさせることがない構造とすること。

(ウ) 設置場所における温度・湿度の変化、強風の吹き込み等の環境下でも安全性を保ち、使用に耐え得る構造とすること。

(エ) 表示において、文字の大きさや配色などを高齢者や色覚障がい者等に配慮したものとし、全体の雰囲気を考慮した色合い、ユニバーサルデザインに配慮した仕様とすること。

(2) 環境対策

ア 照明光源式の場合はLED、モニター式の場合は省電力モニターとすること。また、電源については、投入と遮断が容易であること。（タイマー制御も可）

イ 電照時間は、原則として平日及び日曜日の午前8時30分から午後5時までとする。

(3) 案内板の管理運営

ア 設置及び費用負担

(ア) 案内板は、建物に負担の少ない方法で、地震等の際の転倒・落下を防止するための十分な対策を講じること。

なお、設置期間中に万一事故等が発生した場合は、設置事業者の責任において解決すること。

(イ) 案内板の制作及び設置（インターネット回線が必要な場合の契約及び配線等含む。）並びに撤去する際の原状回復に係る一切の工事（やむを得ない理由により、案内板本体の移動が生じた場合の費用も含む。）は、設置事業者自らが実施し、これに係る経費は当該設置事業者が負担すること。

- (ウ) 工事は、原則として開庁日の執務時間外又は閉庁日に行うこと。
- (エ) 設置する案内板の電気使用量を測定する子メーター（計量法（平成4年法律第51号）に基づく検査に合格したものに限る。）を設置すること。
なお、設置に当たっては島根県警察の指示に従うこと。
- (オ) 電気料は、別途送付する納入通知書にて納入通知書に定める日までに支払うこと。
- (カ) 故障や破損、汚損等についてのメンテナンスをその都度行うこと。

イ 掲載内容

表示面の構成は、警察行政情報（以下「警察枠」という。）と、企業広告枠による構成を基本とする。※島根県警察から指定がある場合はこの限りでない。

(ア) 警察枠及び企業広告枠いずれにも関わる事項

両者ともに案内板に収まる大きさで表示面上に設けること。

(イ) 警察枠に関する事項

- a 警察枠のモニターの面積は、企業広告枠のモニターの面積以上とすること。
- b 設置事業者は、警察担当者が警察行政情報を容易に作成及び操作ができ、タイムリーな表示ができるようなPC機器等を島根県警察が指定する設置場所に配置し、警察担当者の求めに応じ、技術協力を提供すること。

(ウ) 企業広告枠に関する事項

- a 広告枠において広告を掲載できる者及び広告内容等については、島根県警察が指定する日までに、「島根県警察施設案内板広告申込書」（様式第1号）及び「誓約書」（様式第2号）及び広告原案（データ）を提出し承認を得ること。なお、島根県警察が適切でないと判断する広告については、掲出を認めないものとする。

島根県警察は、申込みのあった広告について審査を行い広告掲出の可否を決定し、「島根県警察施設案内板広告掲出決定通知書」（様式第3号）、「島根県警察施設案内板広告不掲出決定通知書」（様式第4号）により、当該申込者に通知するものとする。また、変更するときも同様とする。

なお、広告掲出決定後は広告掲出中に、問題が発生又は顕在化するなどし、島根県警察としての品位・信頼性を損なうおそれがあると判断した場合は、島根県警察は直ちにその広告を修正又は削除を依頼することができ、設置事業者はその依頼に従わなければならないものとする。

- b 企業広告枠には、「島根県及び島根県警察は財源確保のために広告を掲載しており、特定の事業者やその製品、サービス等を推奨するものではなく、当該広告は民間事業者等の広告欄である」旨を注記すること。また、必要に応じて広告の内容に関する責任の帰属に関することや、その他必要な事項についても注記すること。

ウ 権利の譲渡

貸付物件に関する権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

4 その他

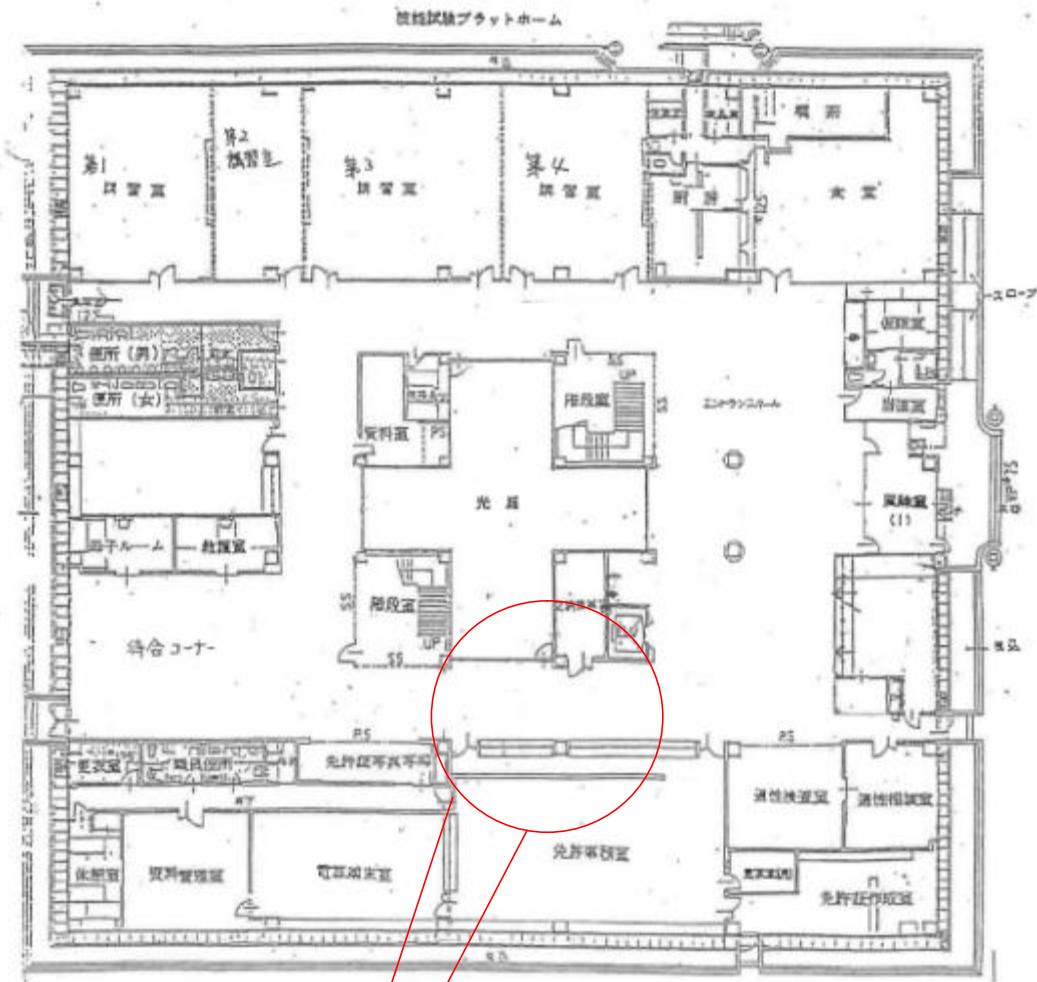
設置場所施設に係る工事や設備点検等、県の都合により、一定期間案内板の利用が制限される場合がある。

本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、島根県警察と設置事業者が協議の上、決定する。

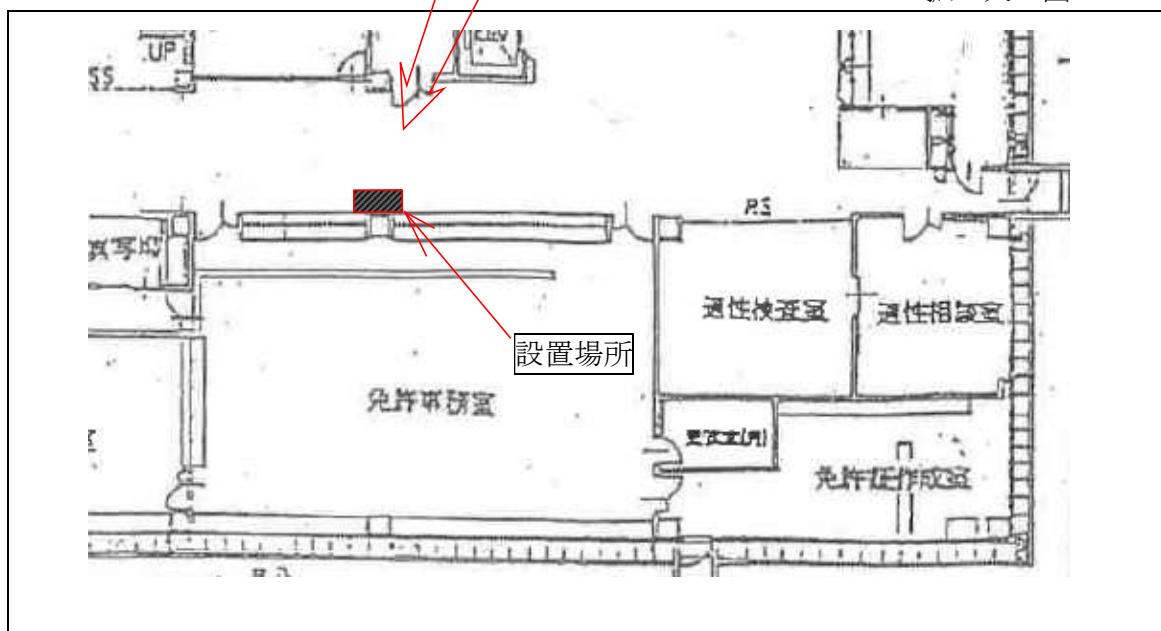
位置図No.①

デジタルサイネージ式案内板設置位置

運転免許センター 1 F 平面図



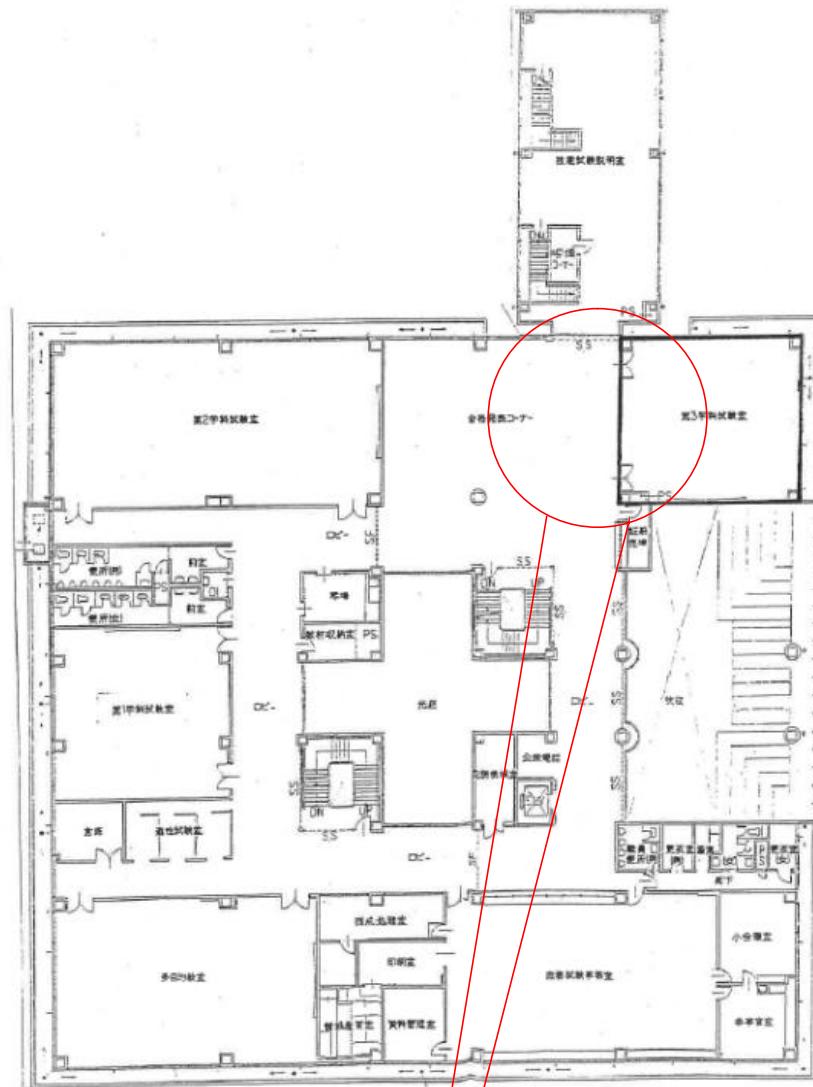
拡 大 図



位置図No.②

デジタルサイネージ式案内板設置位置

運転免許センター 2 F 平面図



拡 大 図



様式第1号

島根県警察施設案内板広告申込書

年　月　日

島根県警察本部長　　様

案内板設置事業者

住所

氏名（名称）

代表者名

担当者氏名

T E L

F A X

島根県警察施設に設置する案内板広告については、島根県警察施設広告事業実施要項及び島根県警察広告取扱基準の内容を承諾の上、下記のとおり申し込みます。

記

1 広告掲出予定者一覧（別添可）

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名）

連絡先

2 掲出予定期間

_____年_____月～_____年_____月（_____ヶ月）

3 添付書類

(1) 広告原案

(2) 会社の業務内容が分かる会社概要等の資料

様式第2号

誓 約 書

島根県警察広告取扱基準第3条各号に規定する下記、規制業種又は事業者に該当するかどうかについて、当てはまるものにチェック（☑）をしてください。

規制業種又は事業者	該当する	該当しない
(1) 各種法令に違反しているもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2) 暴力団又は暴力団の構成員であると認めるに足りる相当の理由のある者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(3) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に該当するもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当するもの（島根県警察本部長が特に認めるものを除く。）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(5) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83年）に定めるインターネット異性紹介事業に該当するもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(6) 行政機関からの行政指導による改善がなされていないもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(7) 建設工事等入札参加資格者に対する指名停止等に係る業種又は事業者として適当でないと認められるもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(8) 違法又は不適当な行為により営業停止その他の不利益処分を受けている者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(9) その他県警管理施設を広告媒体とする広告に係る業種又は事業者として適当でないと認められるもの 例えは、次のようなものをいう。 ① 医療行為に類似したサービス又は医療用具、器具に類似した商品の取引に該当するなど法令に抵触、又はそのおそれのあるもの ② 連鎖販売取引、業務提供誘因販売取引、又はこれらに類似する取引に該当するもの ③ 興信所、探偵事務所その他主に私的な秘密事項の調査又は取り扱いに該当するもの ④ 占い、運勢判断等に該当するもの ⑤ 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更生手続中の者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

島根県警察施設案内板広告申込書の広告掲出予定者全員については、上記のとおり、相違ないことを誓約します。

年 月 日

島根県警察本部長 様

住 所
(所在地)
氏 名
(名称及び代表者名)

印

様式第3号

年　月　日

様

島根県警察本部長　印

島根県警察施設案内板広告掲出決定通知書

年　月　日付けで申込みのありました島根県警察施設案内板広告掲出については、下記のとおり掲出を決定したので通知します。

記

1 案内板広告掲出決定者（別添可）

2 広告掲出期間

年　月　日　から　年　月　日まで

様式第4号

年　月　日

様

島根県警察本部長　印

島根県警察施設案内板広告不掲出決定通知書

年　月　日付けで申込みがありました島根県警察施設案内板広告掲出については、下記のとおり掲出しないこととしたので通知します。

記

- 1 掲出しないこととした案内板広告不掲出者
- 2 掲出しないこととした理由

令和 年 月 日

誓 約 書

島根県警察本部長 殿

所 在 地
商号又は名称

代表者職氏名
フリガナ

生年月日

自己又は自己の法人・団体は、島根県警察広告取扱基準第3条各号に規定する下記、規制業種又は事業者に、いずれも該当しないことを誓約します。

規制業種又は事業者
(1) 各種法令に違反しているもの
(2) 暴力団又は暴力団の構成員であると認めるに足りる相当の理由のある者
(3) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に該当するもの
(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当するもの（島根県警察本部長が特に認めるものを除く。）
(5) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）に定めるインターネット異性紹介事業に該当するもの
(6) 行政機関からの行政指導による改善がなされていないもの
(7) 建設工事等入札参加資格者に対する指名停止等に係る業種又は事業者として適当でないと認められるもの
(8) 違法又は不適当な行為により営業停止その他の不利益処分を受けている者
(9) その他県警管理施設を広告媒体とする広告に係る業種又は事業者として適当でないと認められるもの
例えば、次のようなものをいう。
① 医療行為に類似したサービス又は医療用具、器具に類似した商品の取引に該当するなど法令に抵触、又はそのおそれのあるもの
② 連鎖販売取引、業務提供誘因販売取引、又はこれらに類似する取引に該当するもの
③ 興信所、探偵事務所その他主に私的な秘密事項の調査又は取り扱いに該当するもの
④ 占い、運勢判断等に該当するもの
⑤ 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更生手続中の者

なお、必要な場合は、島根県警察本部からの照会を受けることについて承諾し、該当事項に関する書類の提出を島根県警察本部長から求められた場合には、指定された期日までに提出します。

また、広告掲載の可否については、島根県警察の審査結果に従います。また、決定されたことに対して、決定理由等の問い合わせ、その他異議申し立てを行いません。

以上